

土浦市議会議長交際費支出基準

(平成19年4月1日施行)

支出区分		基 準	支出額等	
見 舞		国会議員，県議会議員，市議会議員，市特別職・行政委員等市の公職にある者が，入院加療する場合で議長が必要と認めたととき。	10,000円	
甲	香 料	国会議員，県議会議員，市議会議員，市特別職・行政委員等市の公職にある者，その他市に功労があった者が死亡した時で，議長が必要と認めたととき。	本人の死亡	5,000円 ～20,000円
			親族の死亡	5,000円
	意 供 物	国会議員，県議会議員，市議会議員，市特別職・行政委員等市の公職にある者及びその親族並びに，その他市に功労があった者が死亡したときで，議長が必要と認めたととき。	生 花 等	
会 費		祝賀会等に議長が招待を受け出席したとき。	相 当 額	
御 祝 等		竣工式・記念式典・祭り・イベント等の催事(懇親会・祝宴等を伴う催事)で，議長が招待を受け出席したとき。 ただし，市が補助を行っている団体等については，支出しない。	10,000円	
賛 助 金		平和運動・ボランティア活動・その他民間団体等が，行う活動や事業等(営利目的・政治的活動・宗教的活動・売名行為等を伴わないものに限る)で，その趣旨・目的等が，公共的または公益的なもの。ただし，市が補助を行っている団体等については，支出しない。	相当額または 10,000円	
そ の 他		上記のいずれにも属さない場合で，特に議長が必要と認めたととき。	相 当 額	

- * 1 国会議員，県議会議員とは，土浦市を選挙区として選出された議員をいう。
- 2 親族とは実父母子・配偶者・同居の親をいう。
- 3 行政委員とは，監査委員・農業委員会委員・教育委員会委員・選挙管理委員会委員・公平委員会委員・固定資産評価審査委員会委員及び人権擁護委員をいう。